

(別記様式)

令和 年 月 日

北海道住宅供給公社 理事長 様

(宅地譲渡契約者)

住所

氏名

㊟

子育て世帯 支援該当申告書
高齢者入居世帯

私は、子育て
高齢者入居 世帯に該当することを申告します。

なお、「南幌町みどり野団地」子育て支援及び高齢者支援制度実施要綱を理解したうえ、申告内容に虚偽がないことを誓約します。

記

購入する土地		空知郡南幌町			
入 居 予 定 者	氏名	続柄	生年月日	年齢	備考

添付書類

- ・入居予定者全員の住民票（続柄がわかるもの）
- ・妊娠中の方は、母子手帳の写し（出産後に改めて住民票を提出）

「南幌町みどり野団地」子育て支援及び高齢者支援制度実施要綱

(趣旨)

第1条 北海道住宅供給公社(以下「公社」という。)は、南幌町みどり野団地(以下「みどり野団地」という。)において宅地を購入する子育て世帯、高齢者世帯、高齢者同居世帯に対し、社会全体で子育てや高齢者を応援する取組みに協力するとともに、みどり野団地の販売促進を図るため、宅地購入費の一部を募集価格から減額する。

(支援の実施条件)

第2条 支援の対象者(以下「対象者」という。)は、みどり野団地において公社から宅地を購入する者であって、土地譲渡契約の締結の日に18歳未満の子どもを持つ世帯の者(現に妊娠中であり、出産後に対象者となる場合を含む。)並びに65歳以上の高齢者が入居する世帯の者及び次項に定める住宅に土地譲渡契約の締結の日に65歳以上である高齢者が同居する世帯の者であること。

2 土地譲渡契約締結の日から1年以内に購入する宅地に住宅を建築すること。

(支援の額)

第3条 減額は、対象者が申込する宅地の募集価格の30パーセント相当額とし、宅地価格(以下「譲渡価格」という)は、募集価格の70パーセント相当額(千円未満の端数切捨て)とした価格とする。

(支援制度の適用手続き)

第4条 本制度の適用を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、公社との間で土地譲渡契約を締結するときまでに、支援該当申告書(別記様式)に次の書類を添えて、公社に提出するものとする。

(1) 入居予定者全員の住民票(続柄がわかるもの)

(2) 現に妊娠中である場合は、母子手帳の写し

2 前項の規定により現に妊娠中であるとして申告した者は、出産したときに入居者全員の住民票(続柄がわかるもの)を改めて公社に提出しなければならない。また、高齢者入居世帯であると申告した者は入居後の入居者全員の住民票(続柄がわかるもの)を提出しなければならない。

3 公社は、第1項の規定による申告書又は前項の規定による住民票を適正であると認めたときは、当該申告書又は住民票を受理するものとする。

(支援制度による土地譲渡価格の決定)

第5条 公社は、前条の規定による子育て支援該当申告書が適正であると認めたときは、第3条に規定する譲渡価格での土地譲渡手続きを進めるものとする。

(減額金の返還等)

第6条 公社は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、募集価格と譲渡価格の差額分(以下「減額金」という。)を請求することができる。

(1) 第2条に定める条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は不正な行為があったとき。

(調査等)

第7条 公社は、支援制度の適用に関し必要があると認めるときは、対象者に対し、報告を求め、当該減額金の適用に係る必要な調査を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、減額の適用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。